特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
7	後期高齢者医療に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊豆の国市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県伊豆の国市長

公表日

令和7年10月31日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務	
②事務の概要		その他の後期高齢者医療に関する法律及び条例、施行規則に関する申請及び届出の受付、保険料の賦課徴収管理等の具体的な内容】
③システムの名称	① 後期高齢者医療システム② 後期高齢者医療滞納管理システム③ 後期高齢者医療広域連合電算処理④ 団体内統合宛名システム⑤ 中間サーバー	システム(標準システム)
2. 特定個人情報フ	アイル名	
货期高齢者医療被保 障	き者情報ファイル	
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別す 85項	けるための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第
4. 情報提供ネットワ	リークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
	おける担当部署	
5. 評価実施機関に		
	市民環境部 国保年金課	
5. 評価実施機関に ①部署 ②所属長の役職名	市民環境部 国保年金課 国保年金課長	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

伊豆の国市役所 市民環境部 国保年金課

郵便番号:410-2292

請求先 住所:静岡県伊豆の国市長岡340番地の1

電話:055-948-2905 ファックス:055-948-1169 E-mail:kokuho@city.izunokuni.shizuoka.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

伊豆の国市役所 市民環境部 国保年金課

郵便番号:410-2292

連絡先 住所:静岡県伊豆の国市長岡340番地の1

電話:055-948-2905 ファックス:055-948-1169 E-mail:kokuho@city.izunokuni.shizuoka.jp

9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和	17年1月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	17年1月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	设保護評価書 の	り種類			
[基礎 2)又は3)を選択した評価9 載されている。	き項目評価書 ミ施機関について] [は、それぞれ重点	原項目評価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で	於全項目評価書
	/ Jat +13 Jan / W L.		+ VE 10 1 7 17A		
2. 特定個人情報の入手	(情報提供不ツ	トワークシステム	を通じた人手を除く	(,)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は 十分か	_	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委	託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	, [+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移	転(委託や情報	提供ネットワークシ	ノステムを通じた提供	を除く。) [〇]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ	[<選択肢>	
るリスクへの対策は十分か	·]	 特に力を入れている 十分である 課題が残されている 	
るリスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワーク		続	-	2) 十分である 3) 課題が残されている]接続しない(提供)
		続	-	2) 十分である 3) 課題が残されている]接続しない(提供)

7. 特定個人情報の保管・	消去
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢>
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守している①マイナンバーを本人から取得したものは、住基ネットもしくは広域連合システムにて真正性の確認②本人から取得できなかった時については、住基ネットから4情報による照会を行う
9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>
	3))
11. 最も優先度が高いと考	
11. 最も優先度が高いと考えら 最も優先度が高いと考えら れる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 (選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
最も優先度が高いと考えら	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 [9) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 [1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 [2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 [4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 [5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 [7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

変更簡所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和3年1月1日	令和4年1月1日	事後	評価の再実施
令和5年3月31日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 ②法令上の根拠	①実施しない ②	①実施する ②情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二 83の項 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二 82の項	事後	評価書の見直しの実施
令和5年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	市民福祉部 国保年金課	市民環境部 国保年金課	事後	令和4年4月1日組織改編に伴 う変更
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	伊豆の国市役所 市民福祉部 国保年金課	伊豆の国市役所 市民環境部 国保年金課	事後	令和4年4月1日組織改編に伴 う変更
令和5年3月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡 先	伊豆の国市役所 市民福祉部 国保年金課	伊豆の国市役所 市民環境部 国保年金課	事後	令和4年4月1日組織改編に伴 う変更
令和5年3月31日	Ⅱしきい値判断項目	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施
令和6年1月31日	Ⅱしきい値判断項目	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】	【特定個人情報ファイルを取り扱う事務の具体的な内容】	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第-59の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	第9条第1項 識別するた 識別するた 削表第一の 開発第85項		番号法一部改正に伴う変更
令和7年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	実施する 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二 83の項 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二 82の項	実施しない	事後	番号法一部改正に伴う変更
令和7年3月31日	Ⅱしきい値判断項目	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		2)十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守している ()マイナンバーを本人から取得したものは、住基ネットもしくは広域連合システムにて真正性の確認 (2本人から取得できなかった時については、住基ネットから4情報による照会を行う	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		2)十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 判断の根拠		特定個人情報の記載された申請書等は施錠 出来る書棚に保管 特定個人情報の記載された申請書等を郵送す る際は特定記録等で郵送する 特定個人情報の記載された書類等の提供に ついては確実なマスキング処理を行う 特定個人情報の記載された書類等を廃棄する 際は、市の文書管理規則に基づき適正に廃棄 する	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年10月31日	I 関連情報 I. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	① 後期高齢者医療システム ② 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) ③ 団体内統合宛名システム ④ 中間サーバー"ロ	① 後期高齢者医療システム ② 後期高齢者医療滞納管理システム ③ 後期高齢者医療広域連合電算処理システム (標準システム) ④ 団体内統合宛名システム ⑤ 中間サーバー	事後	標準準拠システムへの移行 に伴う見直し